

業 務 概 要

令 和 6 年 度

(令和5年度実績)



秋田市食肉衛生検査所

目 次

第1章 総 説

1	食肉衛生検査所の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	組織機構・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	職員構成・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	食肉衛生検査所の業務・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	庁舎の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	検査機械器具一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7	関係例規・・・・・・・・・・・・・・・・	8
8	所管と畜場の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
9	所管と畜場の輸出食肉取扱施設の認定状況・・・・・・・・	1 7
1 0	教育実習および視察研修等の受入状況・・・・・・・・	1 8
1 1	連絡調整会議および職員研修一覧・・・・・・・・	1 8

第2章 と畜検査

1	獣畜別・月別と畜検査頭数・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
2	証明書交付件数・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
3	と畜検査結果に基づく措置状況・・・・・・・・	2 0
4	病類別疾病発現状況・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
5	精密検査実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・	2 8
6	残留有害物質モニタリング検査・・・・・・・・	3 1
7	B S Eスクリーニング検査・・・・・・・・	3 2
8	T S Eスクリーニング検査・・・・・・・・	3 2

第 3 章 食鳥検査

1	食鳥処理事業許可等	3 3
2	管内の認定小規模食鳥処理場	3 3
3	食鳥処理確認状況	3 4
4	精密検査実施状況	3 5

第 4 章 衛生指導

1	施設等の監視指導	3 6
2	施設等の監視指導状況	3 6
3	枝肉の微生物検査	3 6
4	情報提供等について	3 7

第 5 章 調査研究

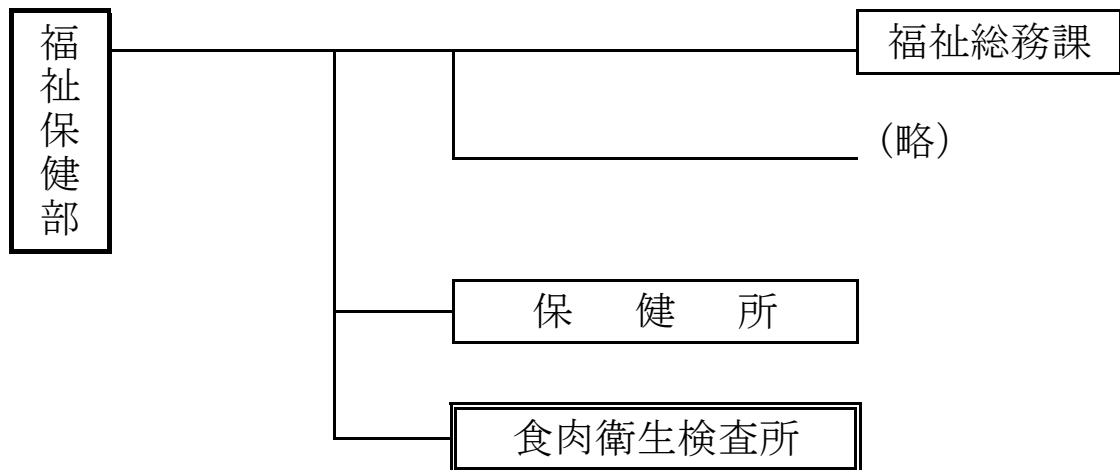
と畜場搬入豚における <i>Escherichia albertii</i> 分離法の検討		
	および分離菌の性状について .	3 8
豚の腹腔内腫瘍及び大腿部腫瘍		4 1

第 1 章 総 説

1 食肉衛生検査所の沿革

年月日	事 項
昭 55. 4. 1	秋田県食肉流通センター操業に併せ、秋田県中央食肉衛生検査所が設置された。
平 17. 1. 11	河辺町、雄和町が中核市である秋田市と市町合併したことに伴い、所管と畜場が保健所設置市である秋田市の行政区域となったため、と畜場法に基づき、秋田県中央食肉衛生検査所は廃止され、秋田市食肉衛生検査所が新設された。庁舎をはじめ、器具・機械、薬品等のすべてが県から無償譲渡された。 ・事務吏員 2 名（県からの派遣職員 1 名）、獣医師 1 8 名（県からの派遣職員 1 7 名） 敷地面積 2, 236. 67 m² 建築構造 鉄筋コンクリート（一部軽量鉄骨造）平屋建 建築面積 649. 69 m² 所管と畜場 秋田県食肉流通センター（と畜場番号：1）
平 20. 4. 1	獣医師 1 7 名（県からの派遣終了）
平 20. 9. 2	秋田県食肉流通センターおよび株式会社秋田県食肉流通公社を対香港輸出豚肉取扱施設として選定した。
平 23. 4. 1	獣医師 1 8 名
平 27. 6. 30	株式会社秋田県食肉流通公社を対タイ輸出牛肉取扱施設として認定した。
平 28. 8. 16	株式会社秋田県食肉流通公社を対ベトナム輸出食肉（牛肉および豚肉）取扱施設として認定した。
平 29. 9. 22	株式会社秋田県食肉流通公社が対台湾輸出牛肉取扱施設として認定された。
令元. 8. 8	株式会社秋田県食肉流通公社を対マカオ輸出牛肉取扱施設として認定した。

2 組織機構



3 職員構成

令和6年4月1日現在

職 名	職員数	管理担当	業務担当	精密検査 担当
所 長	1			
参 事	2	2 ①		
副 参 事	4	1	2	1
主席主査	4	2		2
主 査	4	1	3	
主 任	1			1
技 師	2		1	1
技 能 員	1	1		
会計年度任用職員	4	1 ①	3	
計	23	8 ②	9	5

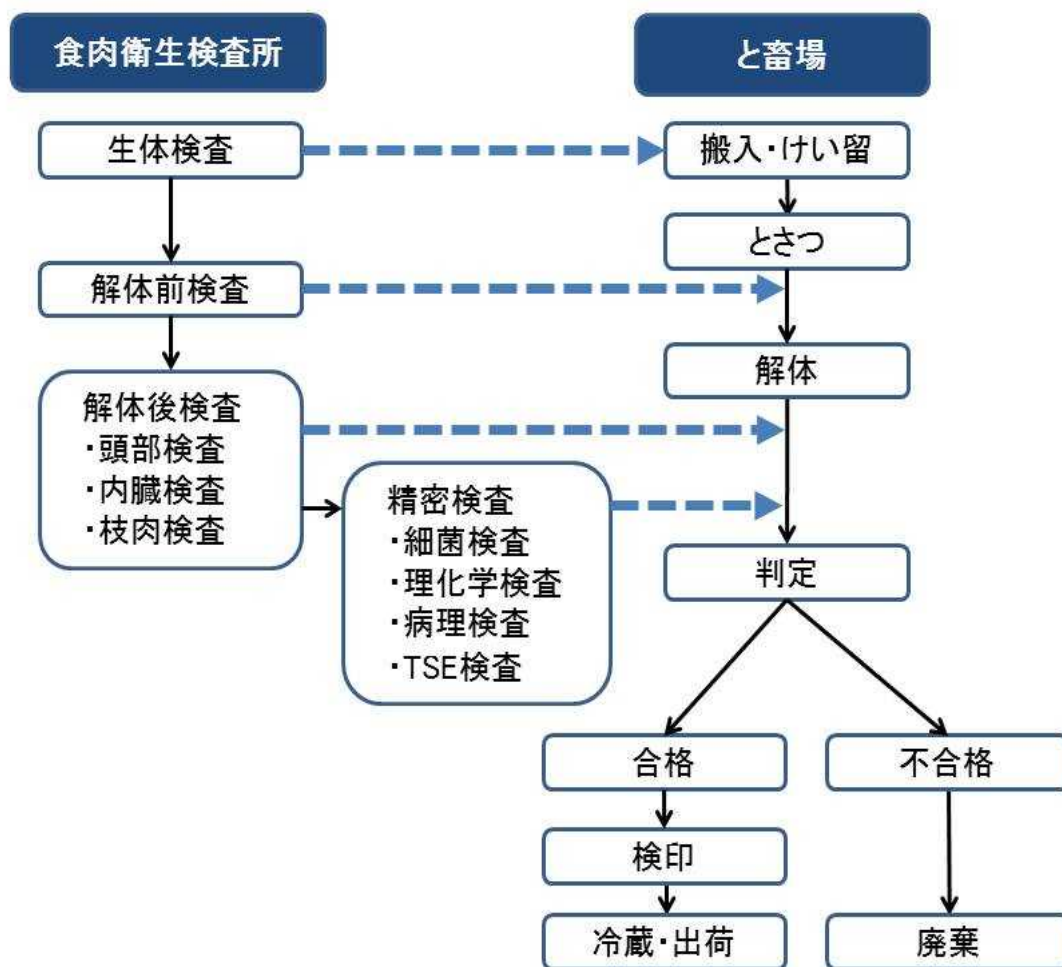
○印は事務吏員で内数

4 食肉衛生検査所の業務

食肉衛生検査所は主としてと畜および食鳥検査に関する事務を所管する行政機関で、業務のあらましは次のとおりである。

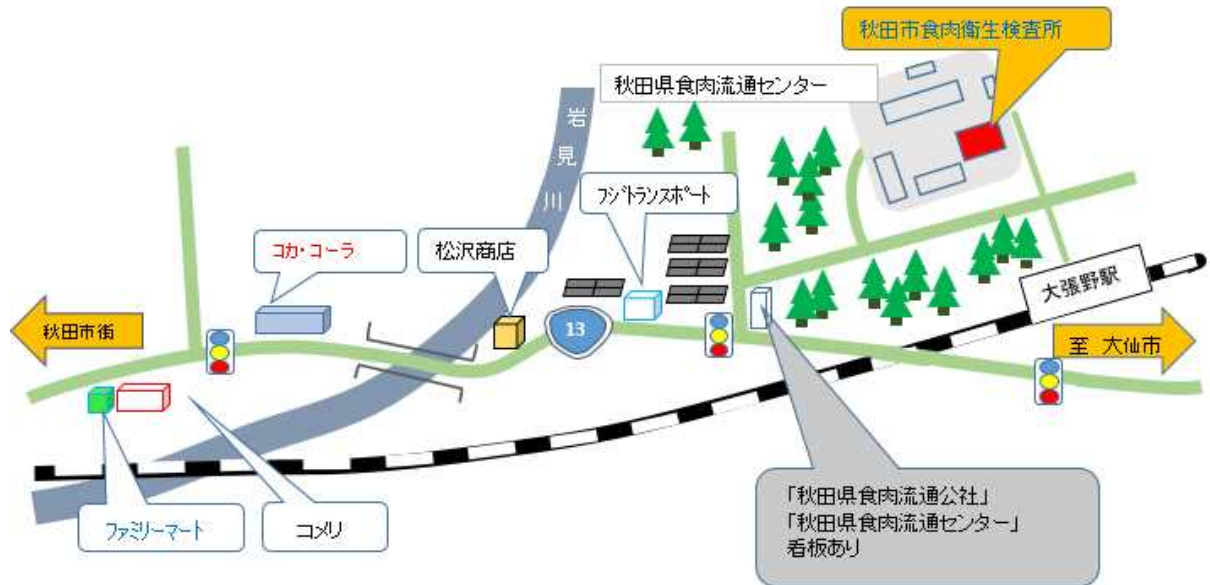
- (1) 食用に供する獣畜および食鳥等の衛生的検査（と畜および食鳥検査）に関すること。
- (2) と畜場の衛生保持に関すること。
- (3) と畜作業における衛生保持に関すること。
- (4) 食肉および食鳥肉等の衛生統計に関すること。
- (5) 食肉および食鳥肉等の衛生に係わる調査研究に関すること。
- (6) と畜場および食鳥処理場内における食品衛生に関すること。

と畜検査フローチャート



5 庁舎の概要（案内地図・平面図）

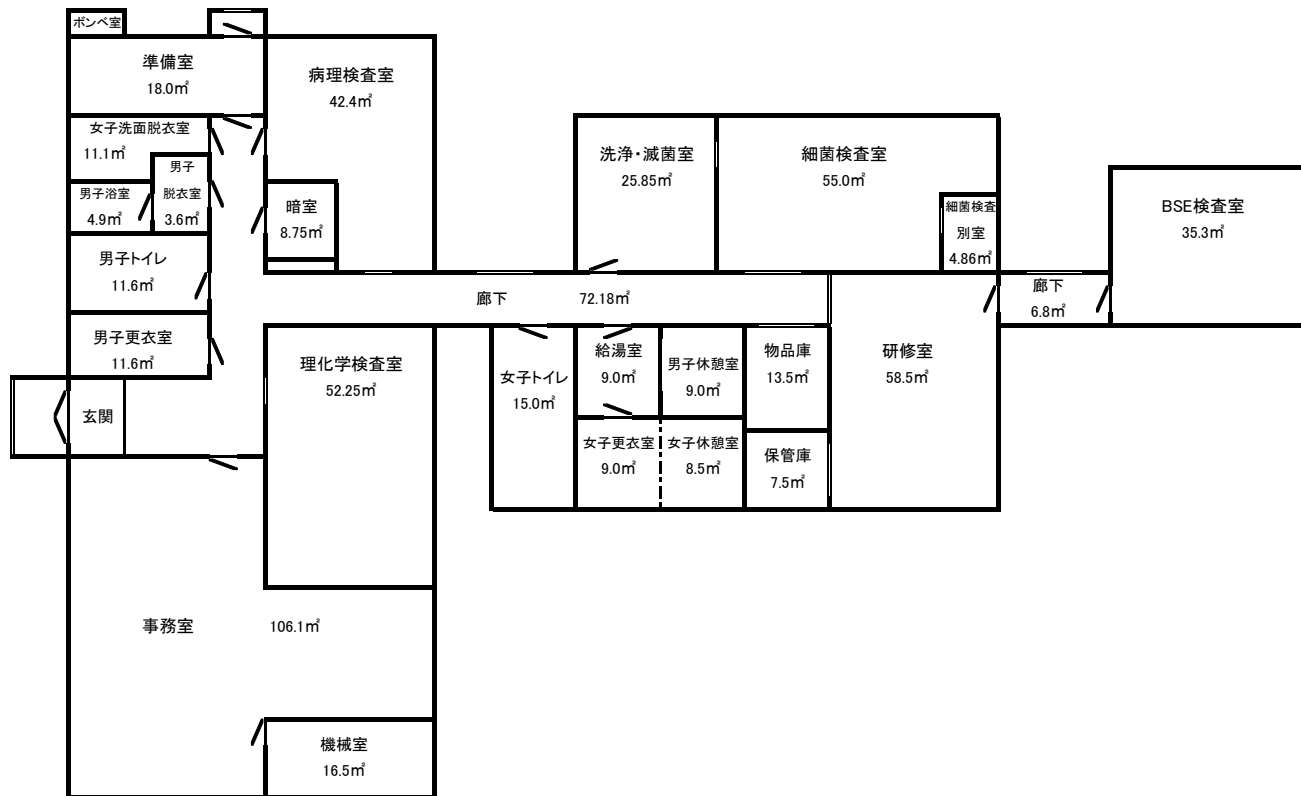
所在地 秋田市河辺神内字堂坂 2 番地 6
敷地面積 2,236.67 m²
建築構造 鉄筋コンクリート
（一部軽量鉄骨構造）平屋建
建築面積 649.69 m²



【検査所全景】



【平面図】



6 検査機械器具一覧

(1) 細菌検査室

品目	数量	品目	数量
スパイラルプレーター	1	P F G E 電気泳動装置	1
顕微鏡	1	マイクロミニ遠心器	1
遺伝子増幅装置	2	電子天秤	1
インキュベーター	1	分析天秤	1
低温インキュベーター	1	ストマッカー	2
冷蔵庫	5	ウォーターバス	1
ミニゲル電気泳動装置	2	安全キャビネット	1

(2) 病理検査室

品目	数量	品目	数量
自動染色装置	1	滑走式マイクロトーム	4
パラフィンブロック作製装置	1	回転式マイクロトーム	1
自動包埋器	1	インキュベーター	1
顕微鏡	1	デシケーター	1
顕微鏡デジタルカメラシステム	1	冷蔵庫	2
湯浴式パラフィン伸展器	2	スライドウォッシャー	1
プレート式パラフィン伸展器	1	凍結切片作製装置	1
実体顕微鏡	1	凍結組織切片作製装置	1

(3) 理化学検査室

品目	数量	品目	数量
LC-MS/MS	1	スターラー	1
冷蔵庫	1	ロータリーエバポレーター	2
冷凍庫	1	電子天秤	2
振とう器	1	分析天秤	1
小型冷却遠心器	1	超低湿デシケーター	1
遠心器	1	高速冷却遠心器	1
超高速攪拌機	2	固相抽出用吸引マニホールド	1
電動ミキサー	1		

(4) B S E 検査室

品目	数量	品目	数量
安全キャビネット	1	マイクロプレートウォッシャー	2
冷凍冷蔵庫	1	アルミブロック恒温槽	2
小型冷却遠心器	2	インキュベーター	2
細胞破碎装置	3	電子天秤	1
マイクロプレートリーダー	2	ボルテックスミキサー	3

(5) 洗浄室

品目	数量	品目	数量
オートクレーブ	2	恒温装置	1
超音波洗浄器	1	蒸留水製造装置	1
超低温フリーザー	1		

(6) 現場検査

品目	数量	品目	数量
食肉衛生検査情報システム一式	1	動物用多項目自動血球計数装置	1
比色酵素アナライザー	1	遠心分離機	1
冷蔵庫	1	紫外線殺菌ロッカー	2

7 関係例規

○秋田市食肉衛生検査所設置条例（平成16年秋田市条例第74号）（抜粋）

（設置）

第1条 本市のと畜ならびに食鳥処理の事業の規制および食鳥検査に関する事務を分掌させるため、食肉衛生検査所を設置する。

（名称および位置）

第2条 食肉衛生検査所の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秋田市食肉衛生検査所	秋田市河辺神内字堂坂2番地6

○秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）（抜粋）

（食肉衛生検査所の分掌事務等）

第30条の11 秋田市食肉衛生検査所設置条例（平成16年秋田市条例第74号）の規定による食肉衛生検査所は、福祉保健部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) と畜場の許認可等に関すること。
- (2) 食鳥処理の事業の規制および食鳥検査に関すること。
- (3) 食肉衛生検査所の施設の維持管理に関すること。
- (4) 食肉衛生検査所の予算経理に関すること。

○秋田市と畜場法施行条例（平成15年秋田市条例第16号）（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、と畜場法（昭和28年法律第114号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般と畜場の構造設備の基準）

第2条 と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第1条第11号の規定による一般と畜場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 更衣室およびと畜検査員の事務室を設けること。
- (2) 獣畜および枝肉を運搬する用具ならびに獣畜を洗浄する設備を設けること。

○秋田市と畜場法施行細則（平成 9 年秋田市規則第20号）（抜粋）

（趣旨）

第 1 条 と畜場法（昭和28年法律第114号。以下「法」という。）の施行については、と畜場法施行令（昭和28年政令第216号。以下「政令」という。）、と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）および秋田市と畜場法施行条例（平成15年秋田市条例第16号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（と畜場の設置の許可の申請等）

第 2 条 法第 4 条第 2 項の規定によりと畜場の設置の許可を受けようとする者は、と畜場設置許可申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) と畜場の配置図、設計図および敷地図
- (2) と畜場から500メートル以内の見取図
- (3) と畜場の管理および業務運営の概要を記載した業務規定又はこれに準ずる書類
- (4) 法人の場合は、定款の写し
- (5) 土地又は建物が他人の所有に属するときは、所有者の承諾書

2 法第 4 条第 3 項に規定すると畜場の構造設備変更届には、変更範囲を明らかにした平面図を添えなければならない。

（と畜場使用料およびとさつ解体料の認可）

第 3 条 法第12条第 1 項の規定により、と畜場使用料又はとさつ解体料の認可を受けようとする者は、と畜場使用料（とさつ解体料）認可申請書に算出基礎明細書を添えて市長に提出しなければならない。

（自家用とさつの届出）

第 4 条 法第13条第 1 項第 1 号の規定により獣畜のとさつをしようとする者は、とさつの 5 日前までに自家用とさつ届を市長に提出しなければならない。

（書類の提出）

第 5 条 次の表の左欄に掲げる法および政令の規定に基づく届出および申請は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類によるものとする。

番号	左 欄	右 欄
(1)	法第 7 条第 6 項（法第10条第 2 項において準用する場合を含む。）	衛生管理責任者（作業衛生責任者）配置（変更）届
(2)	政令第 4 条第 2 号	と畜場外とさつ許可申請書
(3)	政令第 5 条第 1 項第 1 号	牛の皮のと畜場外持出許可申請書
(4)	政令第 5 条第 1 項第 2 号	牛の卵巣のと畜場外持出許可申請書
(5)	政令第 5 条第 1 項第 3 号	獣畜の肉等のと畜場外持出許可申請書
(6)	政令第 7 条	と畜検査申請書

○秋田市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成9年秋田市規則第6号）（抜粋）

（趣旨）

第1条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下「法」という。）の施行については、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年政令第52号。以下「政令」という。）および食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（書類の提出）

第2条 次の表の左欄に掲げる法および省令の規定に基づく申請および届出等は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類によるものとする。

番号	左欄	右欄
(1)	法第4条第1項	食鳥処理事業許可申請書
(2)	法第6条第1項	食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請書
(3)	法第6条第3項	食鳥処理事業許可申請書記載事項（食鳥処理場の構造又は設備）変更届
(4)	法第7条第2項	食鳥処理業者地位承継届
(5)	法第12条第6項	食鳥処理衛生管理者配置（変更）届
(6)	法第14条	食鳥処理場廃止（休止・再開）届
(7)	省令第27条第2項	食鳥検査申請書
(8)	法第16条第1項	確認規程認定申請書
(9)	法第16条第2項	確認規程変更認定申請書
(10)	法第16条第7項	食鳥処理確認状況報告書
(11)	法第16条第8項	確認規程廃止届
(12)	省令第32条	届出食肉販売業者届

○秋田市食肉衛生検査所長に対する事務委任に関する規則（平成16年秋田市規則第99号）（抜粋）

（趣旨）

第1条 市長の権限に属する事務のうち食肉衛生検査所長（以下「所長」という。）に対して委任する事務については、この規則の定めるところによる。

（委任規定）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により、別表に掲げる事項についての市長の権限に属する事務（以下「委任事務」という。）を所長に委

任する。ただし、所長は、委任事務であっても、その処理が異例又は重要であると認める場合は、あらかじめ市長の指揮を受けなければならない。

(読替規定)

第3条 所長がこの規則により委任事務を処理する場合において、他の秋田市規則に当該委任事務に関する様式の定めがあるときは、当該様式中「秋田市長」とあるのは「秋田市食肉衛生検査所長」と読み替えるものとする。

(報告の義務)

第4条 所長は、市長が別に定めるところにより、その行った委任事務の処理状況等について、市長に報告しなければならない。

別表(第2条関係)

1 食品衛生法関係(と畜場および食鳥処理場に係る事務に限る。)

- (1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下この項において「法」という。)第28条第1項に定める関係者に対し必要な報告を求めること又は臨検検査もしくは食品等の収去に関する事項
- (2) 法第30条第2項に定める食品衛生監視員による監視指導に関する事項
- (3) 法第58条に定める食品等の回収の届出に関する事項
- (4) 法第59条に定める営業者に対する必要な処置の命令に関する事項

2 と畜場法関係

- (1) と畜場法(昭和28年法律第114号。以下この項において「法」という。)第4条に定めると畜場の設置の許可に関する事項
- (2) 法第7条第6項(法第10条第2項において準用する場合を含む。)に定める衛生管理責任者等の設置および変更の届出に関する事項
- (3) 法第12条第1項に定めると畜場使用料およびとさつ解体料の認可に関する事項
- (4) 法第13条第1項第1号に定める自家用とさつの届出に関する事項
- (5) と畜場法施行令(昭和28年政令第216号。以下この項において「政令」という。)第4条第2号に定めると畜場以外の場所におけるとさつの許可に関する事項
- (6) 法第13条第3項に定めると畜場以外の場所においてとさつし、又は解体する者に対するとさつ又は解体の場所等の指示に関する事項
- (7) 法第14条第1項から第5項までに定めると畜場においてとさつし、もしくは解体する獣畜又はと畜場外に持ち出す獣畜の肉等の検査に関する事項
- (8) 政令第5条第1項第1号から第3号までに定める牛の皮、牛の卵巣および獣畜の肉等のと畜場外への持出しの許可に関する事項
- (9) 政令第9条に定める検査に合格した肉等への検印の押印に関する事項
- (10) 法第16条に定めるとさつ又は解体の禁止その他の措置に関する事項
- (11) 法第17条第1項に定めると畜場の設置者等から必要な報告を徴すること又は

立入検査に関する事項

- (12) 法第18条第2項に定めるとさつ又は解体の業務の停止命令およびとさつ又は解体の禁止に関する事項

3 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係

- (1) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下この項において「法」という。）第3条に定める食鳥処理の事業の許可に関する事項
- (2) 法第6条第1項に定める食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可に関する事項
- (3) 法第6条第3項に定める食鳥処理の事業の許可の申請書の記載事項等の変更の届出に関する事項
- (4) 法第7条第2項に定める食鳥処理業者の地位の承継の届出に関する事項
- (5) 法第8条に定める食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の停止命令に関する事項
- (6) 法第9条に定める食鳥処理場の整備改善の命令もしくは使用の禁止又は食鳥処理の事業の許可の取消しもしくは事業の停止命令に関する事項
- (7) 法第12条第6項に定める食鳥処理衛生管理者の配置等の届出に関する事項
- (8) 法第13条に定める食鳥処理事業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任の命令に関する事項
- (9) 法第14条に定める食鳥処理場の休止もしくは廃止又は再開の届出に関する事項
- (10) 法第15条第1項から第3項までに定める食鳥の検査に関する事項
- (11) 法第16条第1項に定める確認規程の認定に関する事項
- (12) 法第16条第2項に定める確認規程の変更の認定に関する事項
- (13) 法第16条第6項に定める認定小規模食鳥処理業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任命令に関する事項
- (14) 法第16条第7項に定める食鳥処理に際しての確認の状況報告に関する事項
- (15) 法第16条第9項に定める指導および助言に関する事項
- (16) 法第17条第1項第4号に定める食肉販売業者の届出に関する事項
- (17) 法第20条に定める公衆衛生上必要な措置に関する事項
- (18) 法第21条第1項に定める指定検査機関の指定に関する事項
- (19) 法第23条第1項および第3項に定める指定検査機関の指定等の公示に関する事項
- (20) 法第23条第2項に定める指定検査機関の名称等の変更の届出に関する事項
- (21) 法第25条第3項に定める指定検査機関の食鳥検査の実施に係る報告に関する事項
- (22) 法第26条第1項に定める指定検査機関の役員の選任および解任の認可に関する事項

る事項

(23) 法第26条第2項に定める指定検査機関の検査員の選任および解任の届出に関する事項

(24) 法第26条第3項に定める指定検査機関の役員および検査員の解任命令に関する事項

(25) 法第28条第1項に定める指定検査機関の業務規程の認可に関する事項

(26) 法第28条第2項に定める指定検査機関の業務規程の変更命令に関する事項

(27) 法第29条第1項に定める指定検査機関の事業計画および収支予算の認可に関する事項

(28) 法第29条第2項に定める指定検査機関の事業報告書および収支決算書の提出に関する事項

(29) 法第31条に定める指定検査機関に対する監督命令に関する事項

(30) 法第32条第1項に定める指定検査機関の食鳥検査の業務の休廃止の許可に関する事項

(31) 法第32条第3項に定める指定検査機関の食鳥検査の業務の休廃止の公示に関する事項

(32) 法第33条第1項に定める指定検査機関の指定の取消しに関する事項

(33) 法第33条第2項に定める指定検査機関の指定の取消し又は食鳥検査の業務の停止命令に関する事項

(34) 法第33条第3項に定める指定検査機関の指定の取消し又は食鳥検査の業務の停止の公示に関する事項

(35) 法第35条第1項に定める食鳥検査の業務の実施に関する事項

(36) 法第35条第2項に定める食鳥検査の業務の実施の公示に関する事項

(37) 法第37条第1項および第2項に定める報告に関する事項

(38) 法第38条第1項および第2項に定める立入検査、食鳥肉等の収去等に関する事項

4 牛海綿状脳症対策特別措置法関係

(1) 牛海綿状脳症特別措置法（平成14年法律第70号）第7条第2項ただし書に定める牛の特定部位に係る学術研究の用に供するための許可に関する事項

5 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係

(1) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下この項において「法」という。）第15条第2項に定める輸出証明書（と畜場および食鳥処理場ならびにこれらに併設して営業する食肉処理業の施設において処理された食肉に係るものに限る。以下この項において同じ。）の発行に関する事項

(2) 法第17条第2項に定める適合施設（と畜場および食鳥処理場ならびにこれらに併設して営業する食肉処理業の施設に限る。以下この項において同じ。）の認定に関する事項

- (3) 法第17条第4項に定める適合施設の認定要件に係る確認に関する事項
- (4) 法第17条第5項に定める適合施設の改善を求めることおよび適合施設の認定の取消しに関する事項
- (5) 法第53条第2項に定める報告等を求めること又は立入調査等に関する事項
- (6) 法第53条第5項に定める輸出証明書の発行又は適合施設の認定の取消しに関する事項

○秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）（抜粋）

（目的）

第1条 この訓令は、別に定めがあるものを除くほか、市長および会計管理者の権限に属する事務の決裁に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(18) 課長 組織規則第47条第1項に規定する課長、室長、所長(同項の表第3号および第15号の所長を除く。)、館長(新屋ガラス工場の館長に限る)および事務長(新屋ガラス工場の事務長を除く。)ならびに消防本部の課長および議会事務局の課長をいう。

（課長専決事項）

第11条 課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

課長共通専決事項 別表第1および別表第2に定めるもの(消防本部の課長および議会事務局の課長にあっては別表第2に定めるものに限る。)

別表第1（第9条―第10条の4、第11条関係）

専決事項	決裁権者		
	副市長	部長	課長
(5) 所定又は定例に関する事。			○
(6) 証票、鑑札、許可証等の交付に関する事。			○
(7) 諸証明および閲覧ならびに謄抄本の交付に関する事。			○
(10) 所属職員の出張および休暇に関する事。			○
(11) 職員の時間外勤務命令に関する事。			○
(13) 所属職員（長の職にある者を除く。）の担当に関する事。			○
(14) 職員給与支払に係る月例報告に関する事。			○

○秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）（抜粋）

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、特定の者のためにする事務について徴収する手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（手数料の種類、金額等）

第2条 市長は、別表第1から別表第7までに掲げる事務について手数料を徴収する。

別表第3 衛生関係手数料（第2条関係）

事務	名称	金額
(58) と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第2項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査	一般と畜場設置許可申請手数料	22,000円
(59) と畜場法第4条第2項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査	簡易と畜場設置許可申請手数料	10,000円
(60) と畜場法第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査	と畜検査手数料	ア 牛 次に掲げる区分に応じ、1頭につきそれぞれ次に定める金額 (ア) 生後1年以上のもの 1,200円 (イ) 生後1月以上1年未満のもの 700円 (ウ) 生後1月未満のもの 400円 イ 馬 次に掲げる区分に応じ、1頭につきそれぞれ次に定める金額 (ア) 生後1年以上のもの 1,200円 (イ) 生後1年未満のもの

		700円 ウ 豚 1 頭につき 400円 エ めん羊又は山羊 1 頭につき 250円
(61) と畜場法第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつもしくは解体の検査又は同法第16条の規定に基づく措置に係る証明書の交付	と畜検査等証明書交付手数料	300円
(89) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査	食鳥処理事業許可申請手数料	19,000円
(90) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料	10,000円
(91) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査	食鳥検査手数料	1羽につき5円
(92) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査	確認規程認定申請手数料	5,500円
(93) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査	確認規程変更認定申請手数料	2,300円

8 所管と畜場の概要

名 称	秋 田 県 食 肉 流 通 セ ン タ ー
と 畜 場 番 号	1
所 在 地	秋 田 市 河 辺 神 内 字 堂 坂 2 番 地 1
設 置 者	株 式 会 社 秋 田 県 食 肉 流 通 公 社 代 表 取 締 役 社 長 土 田 正 広
設 置 許 可	平 成 11 年 8 月 20 日 指 令 環 ー 1788
と さ つ 解 体 能 力	豚 換 算 1,090 頭 / 日
枝 肉 冷 蔵 能 力	豚 換 算 1,440 頭
部 分 肉 加 工 能 力	豚 450 頭 / 日 牛 7 頭 / 日
部 分 肉 保 管 能 力	豚 換 算 1,300 頭
汚 水 浄 化 装 置 能 力	低 負 荷 活 性 汚 泥 法 (凝 集 浮 上 ろ 過 装 置) 1,000 m ³ / 6 h / 日 モ リ ナ ガ エ ン ジ ニ ア リ ン グ
汚 泥 焼 却 能 力	3,500 kg / 日
廃 棄 物 焼 却 能 力	2 t / 日

注：豚換算とは、牛および馬（1年以上）の各1頭を豚3頭として計算したもの。

9 所管と畜場の輸出食肉取扱施設の認定状況

輸出先国	選定施設固有記号／施設番号	輸出可能 品目	食肉衛生証明書 発行件数 (令和5年度)
香港	ACME（と畜場） ACMC（食肉処理場）	豚肉	0
タイ	AKC-1	牛肉	6
ベトナム		牛肉、豚肉	0
台湾		牛肉	39
マカオ		牛肉	0

10 教育実習および視察研修等の受入状況

月 日	実習および研修名	人数
8月3日	親子でしょっけん見学	13
12月9日	解剖にチャレンジ!	28
2月22日	と畜検査員実務研修	1

11 連絡調整会議および職員研修一覧

開催月	会議名・研修（講習会）名	開催地/開催方法	参加者
5月	家畜衛生推進会議	秋田市/集合	1
	と畜場に併設していない食肉処理施設で処理されたスライス肉等の輸出に関する説明会	web	1
6月	令和5年度食品衛生検査施設信頼性確保部門責任者等研修会	東京都/集合	1
7月	令和5年度北海道・東北各道県市獣疫衛生関係担当者会議	岩手県/集合	1
9月	令和5年度全国食肉衛生検査所協議会微生物部会総会及び研修会	静岡県/集合	1
10月	第41回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会総会及び研修会	神奈川県/集合	1
	全国食肉衛生検査所協議会第34回北海道・東北ブロック大会	岩手県/集合	2
11月	全国食肉衛生検査所協議会病理部会部会第80回病理研修会及び総会	神奈川県/集合	1
12月	令和5年度秋田県食品衛生監視員研修会	秋田市/集合	1
1月	食品衛生・動物愛護管理業務等に関する担当課長・班長会議	秋田市/集合	1
	令和5年度食肉及び食鳥肉衛生技術研修会並びに研究発表会	東京都/集合	1

第 2 章 と 畜 検 査

1 獣畜別・月別と畜検査頭数

畜種 月	牛	とく		馬		豚	めん 羊	山 羊	頭数計	豚換算に よる頭数	開 日	場 数
		1か 月 以 上	1か 月 未 満	1年 以 上	1年 未 満							
4	353			16		14,189	3		14,561	15,299		20
5	336			9		15,358	11		15,714	16,404		21
6	349	1		8		14,976	7		15,341	16,055		22
7	428			20		13,799	4		14,251	15,147		20
8	328			11		14,426	16		14,781	15,459		22
9	301	1		12		13,911	32		14,257	14,883		20
10	376	1		11		15,660	35		16,083	16,857		21
11	416			12		15,663	33		16,124	16,980		21
12	325			20		14,664	1		15,010	15,700		20
1	288			8		15,348	40		15,684	16,276		20
2	317			9		15,170	1		15,497	16,149		20
3	328	1		10		14,925	7		15,271	15,947		20
5年度	4,145	4		146		178,089	190		182,574	191,156		247
前年度	3,887	6		157		176,891	174	1	181,116	189,204		247

注：豚換算とは、牛および馬（1年以上）の各1頭を豚3頭として計算したもの。

2 証明書交付件数

内 訳	件 数
と畜証明	84
原皮証明	24
輸出証明※	45
合 計	153

※タイ向け、台湾向け輸出牛肉の食肉衛生証明書

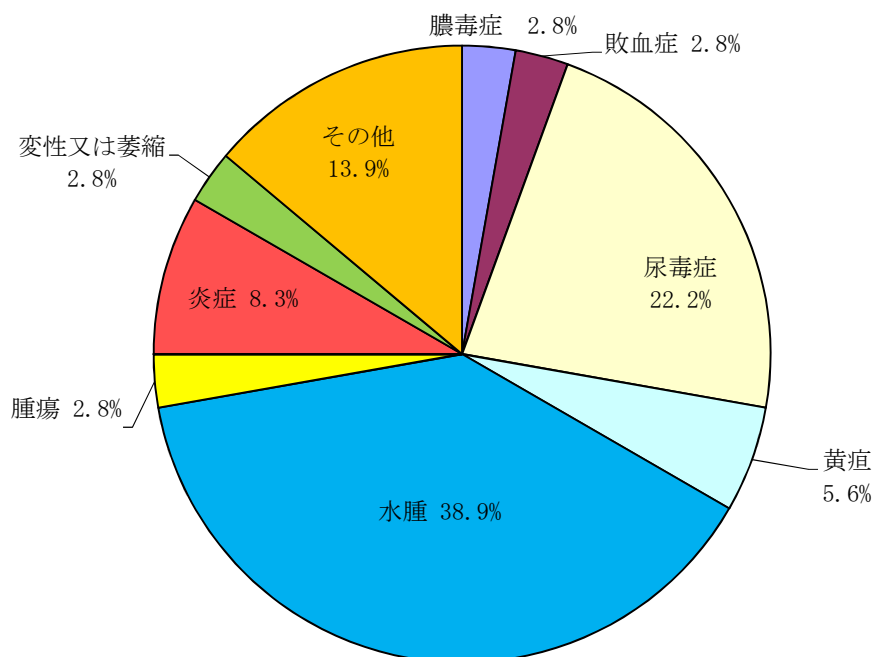
3 と畜検査結果に基づく措置状況

畜 種	検査頭数	措置区分	処分実頭 数	検査頭数 に対する 処分実頭 数の割合 (%)	疾 病 別												
					細 菌 病								ウイルス リケッ チア病		原虫病		
					炭 そ	豚 丹 毒	サル モ ネ ラ 病	結 核 病	ブ ル セ ラ 病	破 傷 風	放 線 菌 病	そ の 他	豚 熱	そ の 他	トキ ソ プ ラ ズ マ 病	そ の 他	
牛	4, 145	とさつ禁止															
		全部廃棄	36	0.9													
		一部廃棄	3, 110	75.0													
とく	4	とさつ禁止															
		全部廃棄	1	25.0													
		一部廃棄	2	50.0													
馬	146	とさつ禁止															
		全部廃棄	4	2.7													
		一部廃棄	93	63.7													
豚	178, 089	とさつ禁止															
		全部廃棄	741	0.4		6						2					
		一部廃棄	111, 266	62.5													
めん羊	190	とさつ禁止															
		全部廃棄															
		一部廃棄	49	25.8													
山羊	0	とさつ禁止															
		全部廃棄															
		一部廃棄															
計	182, 574	とさつ禁止															
		全部廃棄	782	0.4		6						2					
		一部廃棄	114, 520	62.7													

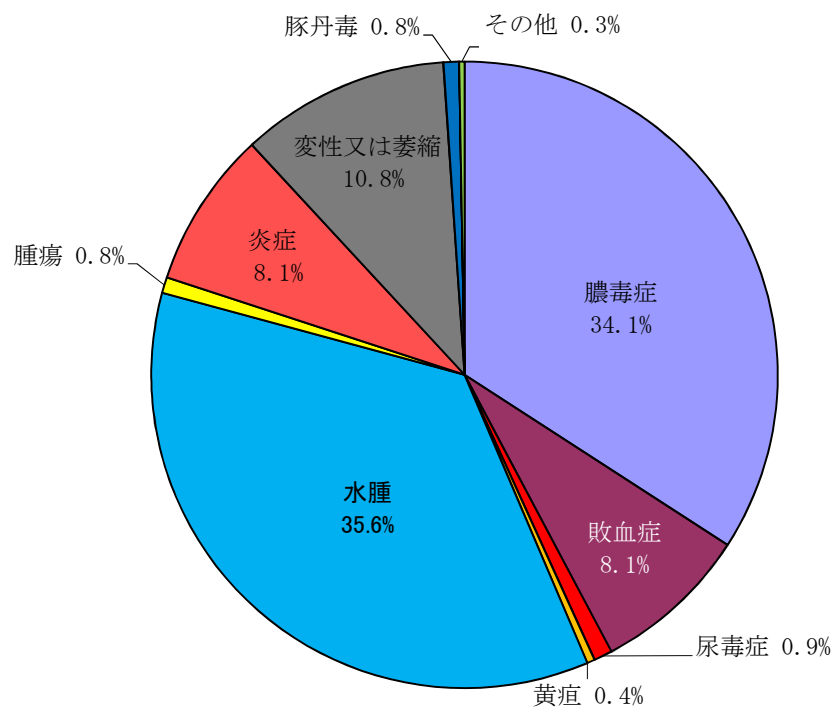
処 分 頭 数														
寄生虫病			そ の 他 の 疾 病										計	
の う 虫 病	ジ ス ト マ 病	そ の 他	膿 毒 症	敗 血 症	尿 毒 症	黄 疸	水 腫	腫 瘍	中 毒 諸 症	に 炎 症 又 は 汚 染 物	変 性 又 は 萎 縮	そ の 他		
			1	1	8	2	14	1		3	1	5	36	
							779	2		1, 737	167	2, 437	5, 122	
							1						1	
							1			2	1	1	5	
						1	1			2			4	
		24					8	1		25	11	77	146	
			253	60	7	3	264	6		60	80		741	
							5, 877	18		102, 285	4, 987	17, 095	130, 262	
		1					2			28	3	20	54	
			254	61	15	6	280	7		65	81	5	782	
		25					6, 667	21		104, 077	5, 169	19, 630	135, 589	

疾病別全部廃棄状況

牛（合計 36 件） 廃棄率 0.9 %



豚（合計 741 件） 廃棄率 0.4 %



4 病類別疾病発現状況

畜 種			牛	馬	豚	めん羊	山羊
検 査 頭 数			4, 149	146	178, 089	190	0
とさつ禁止・全部廃棄対象疾病	膿 毒 症		1		253		
	敗 血 症		1		60		
	尿 毒 症		8		7		
	高 度 の 黄 疸		2	1	3		
	高 度 の 水 腫		15	1	264		
	全 身 性 の 腫 瘍		1		6		
	中 毒 諸 症						
	全 身 性 の 炎 症		3	2	60		
	全 身 性 の 筋 肉 変 性		1		80		
	熱 性 諸 症						
	豚 丹 毒				6		
	豚 赤 痢				2		
	サ ル モ ネ ラ 症						
	ヨ ー ネ 病						
	牛 伝 染 性 リ ン パ 腫		5				
消 化 器 系	胃 炎		23	2	2		
	腸 炎		12		171		
	大 腸 炎		7	1	2, 346		
	小 腸 炎		9	1	1, 942		
	腸 気 泡 症				29		
	腸 出 血		7	7	4	3	
	腸 う っ 血		7		82		
	腸 重 積						
	腸 間 膜 脂 肪 水 腫		51	1	596		
	直 腸 狭 窄				37		
	直 腸 脱				1		
	腹 膜 炎		100	2	16, 323		
	間 質 性 肝 炎				2, 271		
	実 質 性 肝 炎		1		13		
	肝 包 膜 炎		210	6	8, 710		
	肝 硬 変		1		14		
	肝 壊 死		384	1	19	4	
	鋸 屑 肝		8				

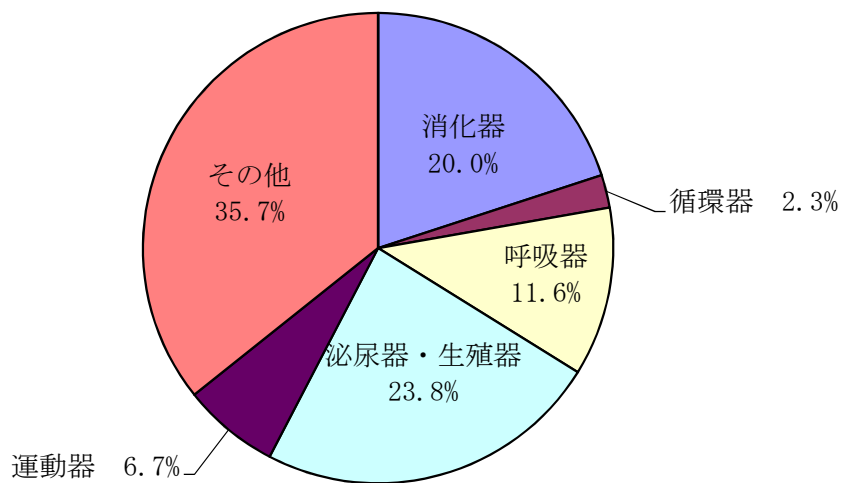
畜 種			牛	馬	豚	めん羊	山羊
消化器系	脂 肪 肝				18		
	肝 変 性	155	8	4,029	3		
	肝 富 脈 斑	25					
	肝 出 血	357	6	63			
	肝 う っ 血	7	1	134			
	肝 の う 胞	5		1			
	肝 砂 粒 症		41				
	胆 管 炎	24			1		
	胆 管 結 石	9					
	肝 静 脈 炎	66					
	脾 水 腫			553			
	脾 炎 ・ 脾 壊 死						
	横 隔 膜 水 腫	17					
	横 隔 膜 炎	55	1	14	1		
循環器系	心 外 膜 炎	34	1	7,228	2		
	心 内 膜 炎						
	心 内 膜 出 血	110	8	199	6		
	心 外 膜 出 血	2	1	4	1		
	心 筋 梗 塞			3			
	心 内 膜 血 腫	14		151			
	心 肥 大			134			
	心 拡 張			2			
	心 冠 脂 肪 水 腫	4		727			
	心 筋 変 性	5	1				
	心 臓 脂 肪 変 性			2			
	脾 萎 縮			7			
	脾 う っ 血	3		308			
	脾 腫	1		18			
	脾 出 血 性 梗 塞	1		2			
	脾 捻 転			68			
呼吸器系	肺 炎	354	8	83,647	18		
	肺 気 腫	4		1			
	肺 水 腫	2	1	1,068			
	肺 出 血			1			
	胸 膜 炎	534		24,943	2		

畜 種			牛	馬	豚	めん羊	山羊
泌 尿 器 ・ 生 殖 器 系	腎	炎	243	2	808	4	
	腎	出 血	3		76		
	腎	う っ 血					
	腎	結 石	156				
	腎	周 囲 脂 肪 水 腫	57		145		
	腎	の う 胞	32	1	3, 275		
	腎	梗 塞			98		
	腎	萎 縮	1		52		
	膀 胱	炎	602	2	1, 973	2	
	膀 胱	結 石	701		151		
	尿 道	炎	10				
	尿 道	結 石	5				
	子 宮 内 膜	炎	11	1	177		
	子 宮	蓄 膿 症	4		11		
	妊 娠	子 宮	3	8	101	1	
	産 後	子 宮	1		8		
	死 胎	児	1	2	7	1	
	膣	脱					
	子 宮	脱					
	卵 巢	の う 腫	3		55		
運 動 器 系	半 陰	陽			1		
	乳 房	炎			1		
	筋	変 性	7	1	958		
	筋	炎	1		9		
	筋	壊 死			1		
	筋 肉	出 血	241	16	2, 601	2	
	筋 肉	血 腫	41				
	筋 間	水 腫	192	5	1, 262	1	
	骨	折	15	6	113		
皮 膚	脱	臼					
	関 節	炎	16		2, 170		
	皮 下	出 血	1, 002	13	10, 333	5	
	皮 下	血 腫	56	1	35		
	皮 下	水 腫	656	5	2, 708	1	
	皮 膚	炎			2		
	癬 痕 ・ 褥 瘡		14		225		

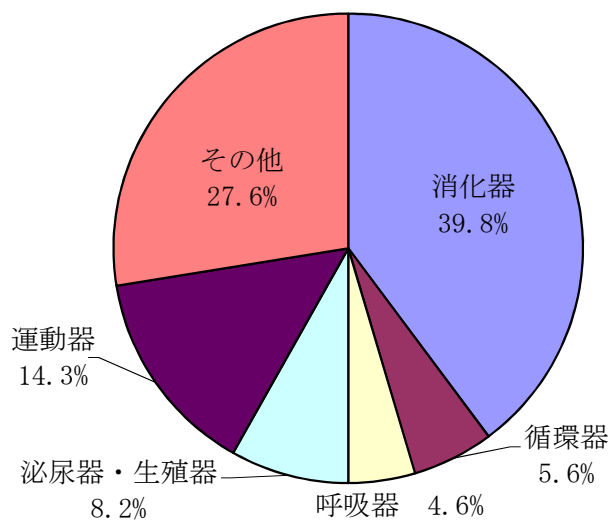
畜 種		牛	馬	豚	めん羊	山羊
寄 生 虫	肝 蛭				1	
	糸 状 虫					
	条 虫		3			
	双 口 吸 虫					
	馬 蠅 幼 虫		10			
	馬 円 虫		16			
	豚 肺 虫					
	豚 回 虫					
	細 頸 囊 虫					
	そ の 他 の 寄 生 虫					
腫 瘍	肝 臓 の 腫 瘍					
	腎 臓 の 腫 瘍	1		1		
	肺 の 腫 瘍					
	心 臓 の 腫 瘍					
	皮 膚 の 腫 瘍					
	子 宮 の 腫 瘍		1			
	卵 巢 の 腫 瘍					
	口 腔 の 腫 瘍					
	リ ン パ 肉 腫					
	メ ラ ノ ー マ	1		18		
そ の 他	非 定 型 抗 酸 菌 症			1,036		
	放 線 菌 症	2				
	脂 肪 壊 死	589				
	異 所 化 骨			413		
	メ ラ ノ ー シ ス	1		3		
	ヘ ル ニ ア	5		1,733		
	舌 根 部 水 腫	2				
	奇 形	2		1		
	舌の被毛刺入性肉芽腫	66				
	鼻 の 萎 縮			8		
	膿 瘍	301	5	9,592	6	
	色 素 沈 着	1				
	石 灰 化	53				
合 計		7,743	200	196,787	65	

疾病別一部廃棄状況

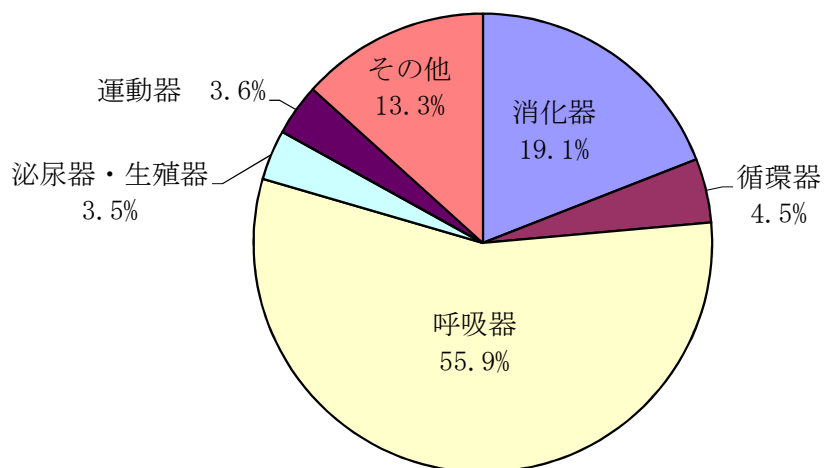
牛（合計 7,706 件）



馬（合計 196 件）



豚（合計 196,046 件）



5 精密検査実施状況

(1) 豚

検査内容 病症状および診断名	実頭数	細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生 虫原 虫検 査	残留 抗菌 物質 検 査	そ の 他	精 密 検 査 合 計	措置（実頭数）			
		直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定	そ の 他	血 液 検 査	細 胞 診 査	組 織 検 査	そ の 他	血 液 検 査	尿 検 査	そ の 他					合 格	と さ つ 禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
膿毒血症	4		22	27				9								58			4	
敗血症	49	1	507	960												1,468			49	
尿毒症	7							6		7						13			7	
高度の黄疸	3							5		3						8			3	
高度の水腫	5					2		16		9						27			5	
豚のリンパ腫	4					6		57		15						78			4	
メラノーマ	1							13								13			1	
全身性の炎症	1									1						1			1	
全身性の筋肉変性	6		2	4						5						11			6	
豚丹毒	6		41	70												111			6	
豚赤痢	2	2	6	22												30			2	
大腸炎	1	2	2	12												16				1
肝変性	5							8		2						10				5
間質性肝炎	3							10								10				2
肝壊死	1							4								4				1
肝嚢胞	2							8								8				2
肝臓・腸の肉芽腫性炎	1							21								21				1
肝臓・脾臓のヘモジデリン沈着	1							10								10				1
脾腫	1							4								4				1
心内膜炎	1							5								5				1
気管支炎	1							6								6				1
腎炎	7									7						7				7
腎梗塞	1									1						1				1
腎臓の尿細管の変性	1							2								2				1
間質性腎炎	2							4								4				2
頸部のヘモジデリン沈着	4							26								26				4
関節炎	3		10	14												24				3
皮下出血	2	2	6	26												34				2
皮下水腫	1									1						1				1
腎芽腫	1							6								6				1
正常	2							8								8				2
計	129	7	596	1,135		8		228		51						2,025			88	40

(2) 牛

検査内容 病症状および診断名 実頭数		細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生虫 原虫検査	残留 抗菌性物質 検査	その 他	精密 検査 合計	措置（実頭数）			
		直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定	そ の 他	血 液 検 査	細 胞 診	組 織 検 査	そ の 他	血 液 検 査	尿 検 査	そ の 他					合 格	と さ つ 禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
膿毒血症	1					2				12						14			1	
敗血症	1		18	62												80			1	
尿毒症	8					12		7		78						97			8	
高度の黄疸	2					4				23						27			2	
高度の水腫	13					26				148						174			13	
全身性の腫瘍	1					2		37	1	12						52			1	
全身性の炎症	3					6				36						42			3	
全身性の筋肉変性	1					2		4		11						17			1	
牛伝染性リンパ腫	5					13		106	5	50						174			5	
腸炎	1		10	155	8	2		41		12						228				1
大腸炎	1					2				11										1
肝変性	1					2				11						13				1
肝静脈炎	1							2								2				1
肝壊死	3					6				36						42				3
肝炎	1							3								3				1
腹膜炎	1					2				12						14				1
脾腫	1					2		47		12						61				1
心外膜炎	1									12						12				1
肺膿瘍	2					4		2		22										2
肺炎	9					18				107										9
肺水腫	1					2				11										1
咽頭炎	1					2		12		12						26				1
胸膜膿瘍	1					2				12						14				1
胸膜炎	1					2				12						14				1
腎盂腎炎	1							2												1
腎膿瘍	1									7										1
腎炎	2					4				23										2
間質性腎炎	1							2								2				1
化膿性尿道炎	1					2				12						14				1
膀胱結石	1					2				12										1
尿石症	1					2				12						14				1
膀胱炎	3					4				32						36				3
筋肉膿瘍	1					2				12						14				1
筋肉出血	2					4				24						28				2
筋肉血腫	1					2				10						12				1
筋肉水腫	10					20				116						136				10
骨折	4					8		2		43						53				4
膝関節炎	1					2				11						13				1
手根関節炎	2					2				15						14				2
皮下膿瘍	1					2				12						14				1
皮下水腫	6					12				72						84				6
皮下出血	4					8				46						54				4
メラノーマ	1							10								10				1
メラノーマシス	1							5												1
脂肪壊死	6					12				70										6
正常	6					10			1	59							5			1
計	120		28	217	8	215		282	7	1,263						1,617	5		36	79

(3) 馬

検査内容 病症状および診断名 実頭数		細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生虫 原虫検査	残留 抗菌性物質 検査	その 他	精密 検査 合計	措置（実頭数）			
		直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定	そ の 他	血 液 検 査	細 胞 診	組 織 検 査	そ の 他	血 液 検 査	尿 検 査	そ の 他					合 格	と さ つ 禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
高度の黄疸	1					2				11						13			1	
高度の水腫	1					2				12						14			1	
全身性の炎症	2					4				13						17			2	
肺水腫	1					2				10						12				1
筋肉出血	1					2				12						14				1
骨折	2					4				24						28				2
子宮の線維平滑筋腫	1							99								99				1
計	9					16		99		82						197			4	5

(4) 調査研究

調査研究名	実頭数	細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生虫 原生虫検査	残留 抗菌性物質 検査	そ の 他	精 密 検 査 合 計	備 考
		直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定	そ の 他	血 液 検 査	細 胞 診 査	組 織 検 査	そ の 他	血 液 検 査	尿 検 査	そ の 他					
と畜場搬入豚における Escherichia albertii分離法の 検討および分離菌の性状について	335	7	335	361	70											773	
豚の腹腔内腫瘍及び大腿部腫瘍	1							129								129	
計	336	7	335	361	70			129								902	

(5) 衛生指導関係

件 名	検体数	細菌検査				そ の 他	精 密 検 査 合 計	備 考
		直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定	そ の 他			
牛枝肉の微生物検査	60		120				120	
豚枝肉の微生物検査	60		120				120	
計	120		240				240	

6 残留有害物質モニタリング検査

(1) 検査結果

畜種	物質別	動物用医薬品	
		頭 数	陽 性 数
牛		20	0
豚		60	0
合計		80	0

試験法：高速液体クロマトグラフィーによる動物用医薬品の一斉分析

(2) 検査内訳

畜 種		牛	豚	合 計
動物用医薬品	ダノフロキサシン	20	60	80
	スルファモノメトキシシン	20	60	80
	トリメトプリム	20	60	80
	スルファジミジン	20	60	80
	オルメトプリム	20	60	80
	トリクロルホン	20	60	80
	オキシリン酸	20	60	80
	タイロシン	20	60	80
	フルベンダゾール	20	60	80
	エンロフロキサシン	20	60	80
	スルファジメトキシシン	20	60	80
	チルミコシン	20	60	80
	エリスロマイシン	20	60	80
	レバミゾール	20	60	80
	メシリナム	20	60	80
	フルニキシシン	20	60	80
	マルボフロキサシン	20	60	80
	オルビフロキサシン	20	60	80
	スルファドキシシン	20	60	80
	バルネムリン	—	60	60
	リンコマイシン	—	60	60
	スルファメトキサゾール	—	60	60
	ピリメタミン	—	60	60
	チアムリン	—	60	60
	スルファキノキサリン	20	—	20
	テトラサイクリン類	20	60	80
	ドキシサイクリン	—	60	60
	チアンフェニコール	20	60	80
	フロルフエニコール	20	60	80
合 計		460	1,680	2,140

数 値 ： 検査件数＝頭数×検査部位（筋肉）

7 BSEスクリーニング検査

平成29年4月1日からと畜場における健康牛のBSE検査は廃止となりました。
令和5年度は24か月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状が疑わしいもの
および全身症状を呈するものが検査対象でした。

	検査頭数	陽性頭数
令和5年度	0	0

※令和6年4月1日から月齢による検査対象区分が廃止され、生体検査において行動
異常又は神経症状を呈する牛が検査対象となりました。

8 TSEスクリーニング検査

平成28年6月1日から月齢に関わらず生体検査でTSE特有の臨床症状を呈する
めん羊・山羊のみが検査対象となりました。

	検査頭数	陽性頭数
令和5年度	0	0

第 3 章 食鳥検査

1 食鳥処理事業許可等

区 分	取扱件数	新 規	変 更	廃 止
食鳥処理事業許可	0			
食鳥処理確認規程認定	0			
届出食肉販売業者届出	0			

2 管内の認定小規模食鳥処理場

No.	名称	所在地	年間処理羽数 (5年度実績)	処理形態
1	有限会社佐田商店	秋田市土崎港中央二丁目2-16	293	ロ
2	有限会社石行商店	秋田県外旭川八柳三丁目16-11	0	ロ

* 処理形態（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条5）

イ 食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去すること。

ロ 食鳥とたいの内臓を摘出すること。

3 食鳥処理確認状況

種 類			ブロイラー	成鶏	あひる	七面鳥	合計
項 目							
確 認 羽 数			293				293
異常の有無の 確認措置	生体の状況	廃棄	—				—
	体表の状況	全部廃棄	0				0
		一部廃棄	0				0
	体壁内側面の状況	全部廃棄	0				0
	内臓の状況	当該臓器のみ廃棄	0				0
		内臓全部廃棄	0				0
廃棄羽数の合計		全部廃棄	0				0
		一部廃棄	0				0

4 精密検査実施状況

残留有害物質モニタリング検査

(1) 検査結果

	動物用医薬品	
	羽 数	陽 性 数
食 鳥	1	0
合 計	1	0

試験法：高速液体クロマトグラフィーによる動物用医薬品の一斉分析

(2) 検査項目

動物用医薬品	ダノフロキサシン	3
	スルファモノメトキシシン	3
	トリメトプリム	3
	スルファジミジン	3
	オルメトプリム	3
	トリクロルホン	3
	オキシリン酸	3
	タイロシン	3
	フルベンダゾール	3
	エンロフロキサシン	3
	スルファジメトキシシン	3
	チルミコシン	3
	エリスロマイシン	3
	レバミゾール	3
	リンコマイシン	3
	スルファメトキサゾール	3
	ピリメタミン	3
	チアムリン	3
	スルファキノキサリン	3
	ジアベリジン	3
	オフロキサシン	3
	ナイカルバジン	3
	テトラサイクリン類	3
	ドキシサイクリン	3
	チアンフェニコール	3
	フロルフェニコール	3
合 計		78

数 値 ： 検査件数＝羽数×検査部位（筋肉、腎臓、肝臓）

第 4 章 衛生指導

1 施設等の監視指導

(1) と畜場

と畜場設置者が作成した衛生管理計画および手順書に基づいた衛生管理の実施状況を確認するため、外部検証として、衛生管理計画および手順書、衛生管理の実施記録内容、作業現場での実施状況を確認した。

また、汚水処理施設については、と畜場設置者が実施した排水の定期的な自主検査により結果が良好であることを確認した。

(2) 食肉処理施設（食肉カット室）

台湾向け輸出牛肉の取扱要綱に基づくと畜検査員等による検証として、と畜場に併設された食肉処理施設の衛生管理の実施状況を確認した。

(3) 生体搬送車

生体の体表汚染による枝肉や施設の汚染を未然に防ぐため、と畜場搬入時には「よろい」等の体表汚染がないよう、と畜場設置者を通じて生産者および搬入業者に指導した。

(4) 食肉輸送車

と畜場および食肉カット工場に出入りする食肉輸送業者に対し、食肉の衛生的な取り扱いおよび保存温度の遵守、輸送車の洗浄消毒の徹底について通知した。

(5) 認定小規模食鳥処理場

食鳥処理場については、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、監視指導を実施した。また、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を適切に実施できるよう指導した。

2 施設等の監視指導状況

(1) と畜場関連施設等

施 設	監視件数
と畜場（牛解体処理室）	4 8
と畜場（豚解体処理室）	4 9
食肉処理施設（食肉カット室）	4 8

(2) 認定小規模食鳥処理場

施 設	施設数	監視件数
認定小規模食鳥処理場	2	2

3 枝肉の微生物検査

と畜場における衛生管理の実施状況の効果を評価するため、外部検証として枝肉の微生物検査を実施した。

4 情報提供等について

農場での疾病の発生状況の把握や予防等に活用するため、希望する生産者や生産に携わる獣医師（管理獣医師等）に、各々のと畜検査の結果を情報提供した。

月ごとにと畜検査の結果（一部廃棄や全部廃棄処分状況等）を集計し、関係行政機関等に情報提供した。

また、と畜検査の結果について生産者等から個別に問い合わせがあった際には随時対応した。

第 5 章 調査研究

と畜場搬入豚における *Escherichia albertii* 分離法の検討 および分離菌の性状について

秋田市食肉衛生検査所 ○山中麻起子 高橋理香子 山口健一

はじめに

Escherichia albertii (以下、*E. albertii*) は、2003 年に新種として発表されたヒトの下痢症原因菌で、野鳥、家畜等での保菌が報告されている^[1]。また近年、国内で *E. albertii* による集団食中毒事例が散発しているが、その多くは原因食品や感染経路が特定されていない^[1]。そのため、家畜の *E. albertii* の保菌状況についての調査が重要と考えるが、*E. albertii* は分離法が確立されていない^[1]。そこで、当所で所管すると畜場に搬入された豚の直腸便を用い、*E. albertii* の分離法について検討を行ったので、分離菌の性状と併せて報告する。

材料および方法

1 スクリーニング検査：令和 5 年 3 月～6 月に所管と畜場に搬入された豚の直腸便 192 検体（10 市町 19 農場）を材料とした。直腸便約 1g をノボビオシン加 mEC 培地 9ml に接種し、42℃で一晩培養後（以下、1 次増菌液）、アルカリ熱抽出法により DNA を抽出し、nested-PCR 法^[2]によりスクリーニング検査を行った。なお、陽性対象には標準菌株（NBRC107761）を使用した。

2 菌分離法の検討

(1) 1 次増菌液の培養：スクリーニング検査陽性 12 検体の 1 次増菌液を、1%キシロース 1%ラムノース添加マッコンキー寒天培地（以下、分離培地）に 1 検体あたり 1 白金耳分を 10～20 枚に接種し、36℃で一晩培養した。

(2) 2 次増菌および塩酸処理法：スクリーニング検査陽性農場から 143 検体（4 市町 8 農場：関連農場を含む）を採材し、1 と同様に検査後、スクリーニング検査陽性 10 検体について検討した。

ア 2 次増菌：2 検体について、須田らの方法^[2]を参考に CT サプリメント（OXOID, UK）（セフィキシム 0.05mg/l、亜テルル酸カリウム 2.5mg/l）（以下、CT）を 5 濃度（1/2、2/5、1/5、3/20、1/10CT）設定し添加した mEC 培地 10ml に 1 次増菌液を 100μl 接種し、42℃で一晩培養した（以下、2 次増菌液）。2 次増菌液を、CT1 濃度につき分離培地 1 枚に 50μl 接種し、36℃で一晩培養した。*E. albertii* を疑う白色コロニーについて、*lysP*、*mdh* および *c1pX* の 3 遺伝子を標的とした multiplex PCR 法^[3]で同定した。

培養の結果、1/2 および 2/5CT の添加濃度で *E. albertii* を分離できたことから、残りの 8 検体について、2/5CT 添加 mEC 培地を使用し、同様に検査した。

イ 塩酸処理法：EHEC の耐酸性を用いた塩酸処理法^[4]を参考に、1 次および 2 次増菌液 50 μ l を 0.125N 塩酸加 0.5%食塩水 50 μ l と混合し、分離培地に接種後、36℃で一晩培養した。なお、1 次および 2 次増菌液とも、塩酸処理、未処理で比較を行った。

(3) 分離菌の生化学的性状および病原遺伝子の確認：生化学的性状は、API20E

(bioMérieux, 東京)、LIM 培地（日水製薬, 東京）および CLIG 培地（極東製薬, 東京）を用いて確認した。また、病原遺伝子は *eae*、*paa*、*Eacdt*、*cdt*、*Eccdt I B*、*Eccdt I V B*、*stx* および *stx2f* について PCR 法^[2, 5]で確認した。

成 績

1 スクリーニング検査：192 検体中 12 検体がスクリーニング検査陽性（陽性率 6.3%）を示した。陽性は 10 市町 19 農場のうち、4 市町 5 農場で、農場毎の陽性率は 0～30%であった。

2 菌分離法の検討：

(1) スクリーニング検査陽性 12 検体について、1 次増菌液の培養では、*E. albertii* を分離できなかった。

(2) スクリーニング検査陽性農場および関連農場から採材した 143 検体のうち、スクリーニング検査陽性は 10 検体で、2 次増菌により、7 検体から *E. albertii* を分離した。なお、7 検体とも分離培地は 1～2 枚の使用で分離が可能であった。また、1 次および 2 次増菌後の塩酸処理法による効果は特に認められなかった。

(3) 生化学的性状および病原遺伝子：生化学的性状は、7 株とも硫化水素非産生、リジン脱炭酸陽性、インドール陽性、非運動性、ブドウ糖分解性、乳糖・キシロース・ラムノース非分解性、 β -グルクロニダーゼ非産生であった。なお、白糖、ソルビトールについては 1 株のみ分解性を示した。病原遺伝子は、*eae*、*paa*、*Eacdt*、*cdt* は 7 株から検出され、*Eccdt I B* は 1 株から検出された。

考 察

今回、菌分離法として、塩酸処理法を検討したが、明らかな効果は得られなかった。一方、CT 添加 mEC 培地で 2 次増菌し、分離培地 1 枚あたりの接種液量を増やすことで、多くの検体で *E. albertii* の分離が容易となった。分離できなかった 3 検体については、培地枚数を増やし、同条件での分離を複数回試みたが、最終的に分離できず、農場特有の腸内環境が影響した可能性が考えられたが、原因は特定できなかった。

これまで、豚の糞便を材料とした *E. albertii* の分離について、XLD 培地、DHL 培地、1%D(+)キシロース添加 DHL 培地等を用いた報告があるが、スクリーニング検査陽性検体中の *E. albertii* 分離率は 17.7%～62.5%^[6, 7]とばらつきがある。国内各地で豚における *E. albertii* の保菌状況調査が進められている中で、選択性を高めた分離法の確立が求められているが、今回検討した、CT 添加培地で 2 次増菌を行う方法は、1 次増菌液培養：0.0%（0/12 検体）、2 次増菌液培養：70.0%（7/10 検体）と、スクリーニング陽性検体中の

E. albertii の分離率が高まったことから、分離法として有用な手法の一つと考えられた。

また、今回分離された *E. albertii* の生化学的性状は、1 株は糖分解能が異なっていたが、その他は共通の性状を示し、過去の報告と類似していた^[1]。また、7 株すべてにおいて *E. albertii* の主要な病原遺伝子である *eae*、*paa*、*Eacdt*、*cdt* 遺伝子の保有が確認されたことから、人への病原性を有することが示唆された。これまで、秋田県内の環境水や市販豚肉、鶏肉から *E. albertii* が分離されていること^[8,9]、県内で *E. albertii* が原因菌として特定された食中毒事例も発生していることから^[9]、と畜場の解体工程における食肉への糞便汚染を防止するための衛生管理が重要であることが改めて示された。

- [1] 村上光一，平井晋一郎，黒田 誠，長岡宏美，藤本秀士：*Escherichia albertii*，モダンメディア，66(4)，101-110(2020)
- [2] 須田朋洋，今野貴之，福田有希，佐藤 唱：秋田県のと畜場搬入豚における *Escherichia albertii* の保菌状況及び飼育農場環境の汚染状況，日獣会誌，76，e157-e163(2023)
- [3] Katie E. Hyma, David W. Lacher, Adam M. Nelson, Alyssa C. Bumbaugh, J. Michael Janda, Nancy A. Strockbine, Vincent B. Young, and Thomas S. Whittam : Evolutionary Genetics of a New Pathogenic *Escherichia* Species: *Escherichia albertii* and Related *Shigella boydii* Strains, J Bacteriol, 187, 619-628(2005)
- [4] 国立感染症研究所，腸管出血性大腸菌（EHEC）検査・診断マニュアル，6(2022)
- [5] Takayuki Konno, Jun Yatsuyanagi, Shiho Takahashi, Yuko Kumagai, Eriko Wada, Machiko Chiba, and Shioko Saito: Isolation and Identification of *Escherichia albertii* from a Patient in an Outbreak of Gastroenteritis, Jpn J Infect Dis, 65, 203-207(2012)
- [6] 富山満里奈，市川 隆，村松智恵子，浅井鉄夫：東海地方の家畜からの *Escherichia albertii* の分離と性状解析，日獣会誌，75，e107-e113(2022)
- [7] 佐藤空見子，永井章子，小原 準，遠藤千春，林 哲也，大岡唯祐，瀬戸順次，村上光一：山形県内と畜場搬入豚の *Escherichia albertii* 保菌状況及びその疫学的特徴，日獣会誌，73，265-273(2020)
- [8] 高橋志保，今野貴之，樫尾拓子，鈴木純恵，熊谷優子：秋田県内の環境水からの *Escherichia albertii* の検出と分離株の性状，日食微誌，37(2)，81-86(2020)
- [9] 今野貴之，鈴木純恵，高橋志保，樫尾拓子，伊藤佑歩，熊谷優子：秋田県内で市販されている食肉および野菜類からの *Escherichia albertii* の検出と分離株の性状，日食微誌，38(4)，144-152(2021)

発表：令和 5 年度全国食肉及び食鳥肉衛生技術研究発表会（東京都）

令和 6 年 1 月 2 4 日 誌上発表

演 題：豚の腹腔内腫瘍及び大腿部腫瘍

機 関 名：秋田市食肉衛生検査所

氏 名：柴田 千秋

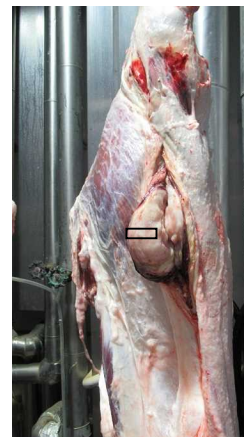
動 物 名：豚 品種：LW 性別：雌 年齢：2歳

病 歴：なし。一般畜搬入。 生 体 所 見：著変認めず。

内 臓 所 見：腹腔内に線維性被膜に被われ消化管等と癒着したソラマメ型の巨大腫瘍(55×40×27cm)を認めた。断面は灰白色充実性で胞巣構造を呈し、壊死部や血様液貯留部、黄白色顆粒状の石灰化部を認めた。左腎臓は視認できず、右腎臓は腫大し髄質が菲薄化していた。左右肺では、小指頭大～ピンポン球大の乳白色充実性腫瘍が散在していた。右大腿部前面において、大腿四頭筋と癒合した手拳大腫瘍を1個認めた。その他、全身諸臓器及びリンパ節に腫瘍性病変は認めなかった。

組 織 所 見：腹腔内腫瘍は、腺管様の上皮成分、充実性増殖した腎芽細胞様細胞及び細胞外基質を伴う間葉系細胞から形成されていた。上皮様細胞は立方～円柱状の尿細管を模した構造をとり、原始糸球体も認められた。腎芽細胞様細胞は細胞境界不明瞭で類円形～短紡錘形の核を有し、有糸分裂像を認めた。腫瘍組織内には壊死部を随所に認め、間葉系細胞が増殖する領域では骨形成を認めた。PAS 反応では、上皮様細胞の細胞質及び管腔内に陽性物質を認めた。肺腫瘍でも同様の腫瘍組織を認めたが、細胞成分比は切り出し部位により差が見られた。大腿部腫瘍では、紡錘形細胞の束状、花むしろ状増殖を認め、線維束の両極に核が偏在する像を認めた。免疫組織化学的染色において腹腔内腫瘍の腫瘍細胞は、上皮様細胞及び腎芽細胞様細胞の一部が WT-1 に陽性を示し、大腿部腫瘍の腫瘍細胞はビメンチン及びS-100に陽性を示した(抗体は全てニチレイ製)。

固 定 方 法：10%中性緩衝ホルマリン液
切り出し部位 (図示)



行 政 処 分：全部廃棄 ・ 一部廃棄 (全身性の腫瘍)

組織診断名：豚の腎芽腫(上皮型)及び大腿部の末梢神経鞘腫瘍

疾病診断名：豚の肺転移を伴う腎芽腫及び大腿部の末梢神経鞘腫瘍(重複腫瘍)

発表：全国食肉衛生検査所協議会病理部会第80回病理研修会(神奈川県)

令和5年11月2日 口頭発表

令和6年7月 発行

令和6年度（令和5年度実績）

業務概要

編 集 秋 田 市 食 肉 衛 生 検 査 所

〒019-2631 秋田県秋田市河辺神内字堂坂2番地6

電話 018-882-2395、2396

FAX 018-882-2126

e-mail ro-wfmt@city.akita.lg.jp